

平成23年度再生可能エネルギー事業のための緊急検討委託業務公募要領

平成23年11月
環境省地球環境局

1. 総則

平成23年度再生可能エネルギー事業のための緊急検討委託業務に係る公募の実施については、この要領に定める。

2. 業務の概要と目的

東日本大震災により電力供給設備が大きな影響を受け、東北電力及び東京電力管内の電力需要ピーク時の電力供給が困難な状況になっている。さらに、他の電力会社管内においても、原子力発電所の稼働停止・見合わせにより、同様の状況が各地で生じるとともに、我が国の温室効果ガスの排出量削減にも影響を及ぼしている。

こうした状況の中、再生可能エネルギーの導入は、電力供給量の確保とともに、温室効果ガス排出量の削減及び被災地における地域経済の活性化を同時に実現可能な施策として期待されている。

しかし、再生可能エネルギー発電事業の実施に当たっては、地域住民への的確な情報提供や合意形成、高い事業リスクに起因する初期負担、電力システム等に関する必要情報の入手など民間事業者のみでは解決に時間と費用を要する課題が多くあることから、被災地の復興の一環として、スピード感を持って再生可能エネルギーの導入を進めるためには、国が関与することによりこうした課題解決の円滑化を図ることが必要である。そこで本業務では、被災地において、各種再生可能エネルギー事業計画を策定することを国が支援することにより、再生可能エネルギー導入を加速し、地球温暖化対策に配慮した復興の実現に資することを目的とする。

3. 公募対象業務

公募の対象となる業務は、再生可能エネルギーを東日本大震災の被災地に導入するに当たり必要となる、資源量、自然条件及び社会条件に関するデータを整備するための調査、関係者との調整、事業計画の策定等を実施するもので、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第1条に定める特定被災地方公共団体*内に再生可能エネルギーを導入するために実施する業務であること。

(※<http://www.bousai.go.jp/2011jyosei/sikuchyouson.pdf>の「1. 特定被災地方公共団体（168市町村）」を参照のこと。）

- (2) 導入しようとする再生可能エネルギーの発電施設の総容量が概ね1メガワット以上（風力発電施設については、10メガワット以上）であること。
- (3) 本業務の実施に当たり、当該再生可能エネルギーを導入する予定の地点の存する市町村の協力が得られており、事業化に向けても当該市町村の協力が得られることが確実であること。
- (4) 現時点で得られている情報から、当該再生可能エネルギーの導入が事業採算性を有する可能性があるかと判断されること。

4. 予算額

委託費は、1件当たり2000万円～1億円（消費税及び地方消費税額を含む。）程度とするが、提案内容に応じ予算（平成23年度補正予算（第3号）案は4億円）の範囲で委託する。なお、本業務の契約締結は、平成23年度補正予算（第3号）の成立を前提とする。

5. 業務実施期間

契約締結の日から平成24年3月30日までとする。

6. 応募の条件

本業務に応募しようとする者は以下の条件を満たすものとする。なお、本業務の受託者は、応募を行った者とし、2者以上の者が共同で提案を行う場合は、その主たる業務を行う者が一括して受託することを原則とする。また、1者による複数の応募は可能とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 導入を予定する再生可能エネルギーに係る発電事業を実施する能力を有する者であること、又は当該発電事業を実施する能力を有する者と連携・協力して本業務を実施する者であること。
- (3) 公募に係る説明会に参加した者であること。なお、共同で提案を行う場合にあっては、共同提案者のいずれか1者以上が参加すればよい。

7. 公募に係る説明会の開催

以下のとおり、東京都、岩手県、宮城県及び福島県にて説明会を開催する。なお、会場での公募要領の配付は行わないので、プリントアウトして持参すること。

日 時	会 場	住 所
11月24日（木） 14：00～	環境省地球環境局会議室A	東京都千代田区霞が関1-2-2 （中央合同庁舎第5号館23階）
11月25日（金） 10：00～	いわて県民情報交流センター （アイーナ）会議室813	岩手県盛岡市盛岡駅西通1-7-1
11月25日（金） 13：45～	環境省東北地方環境事務所 会議室	宮城県仙台市青葉区本町3-2-23（仙台第二合同庁舎6階）
11月25日（金） 18：00～	福島県文化センター 1階会議室	福島市春日町5-54

8. 審査の実施

本業務は以下のとおり審査を行い、受託者を決定する。

- (1) 審査は、「平成23年度再生可能エネルギー事業のための緊急検討委託業務に係る提案書審査の手順」（別紙1）及び「平成23年度再生可能エネルギー事業のための緊急検討委託業務に係る提案書評価基準表」（別紙2）に基づき、提出された提案書等を採点し、総合評価点が優秀なものの中から、再生可能エネルギーの種類や実施地域も考慮し、予算総額の範囲内において選定し、契約候補者とする。
- (2) 審査結果は、提案書等の提出者に遅滞なく通知する。

9. 応募に当たっての留意事項

受託者は、平成24年3月30日までに業務実施結果について環境省へ最終報告を行った上で、環境省へ業務報告書を提出するものとする。なお、本業務は、備品購入や設備設置等に対する補助は含まれない。

10. 応募の方法について

(1) 応募書類の書式（応募様式）について

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の2点とする。応募書類の作成に当たっては、必ず電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成すること。また、応募書類に重大な不備等があった場合は、本業務の選定対象外とすることがある。

- ・（様式1）再生可能エネルギー事業のための緊急検討委託業務に関する提案書
- ・（様式2）経費内訳書

(2) 応募書類の提出方法について

①提出方法

ア 電子メールが使用できる環境の場合

応募様式を、電子メールの添付ファイルとして、以下の送信先アドレスあてに送信すること。

◎電子メールの送信先アドレス：chikyu-ondanka@env.go.jp

◎メール件名（題名）と添付ファイル名は次のとおりとする。

- ・メール件名：「再生可能エネルギー事業のための緊急検討委託業務の応募」
- ・添付ファイル名：「（様式1）申請者名（例：〇〇株式会社）.doc」及び「（様式2）申請者名.xls」

◎添付ファイルの作成・保存に関する注意

- ・応募書類一式を、ダウンロードしたファイルに対応したアプリケーションで作成し、それぞれを一連の電子ファイルとして送信すること。ダウンロード時に一つのファイルとなっている応募書類を複数のファイルに分割して送信した場合、その後の扱い（様式の一部欠損等）に関し、当方は責任を持たない。
- ・電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、ワード2010以下及びエクセル2010以下のバージョン形式とすること。
- ・使用するフォントについては、一般的に用いられないものを使用しないこと。
- ・添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせずに、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をすること。特に図表等を挿入する場合は、十分注意すること。
- ・当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないこと。このようなファイルは速やかに破棄・削除し、本業務の選定対象外とすることがある。
- ・Windows以外のパソコンで書類を作成した場合、必ずWindowsマシンでファイルを展開できることを確認の上、提出すること。ダウンロードしたワード又はエクセルの様式を一太郎その他のソフトに変換して提出した場合及び当方のWindowsマシンで展開できない状態で送付した場合は受理できないので注意すること。
- ・当方のメールサーバーの制約から、メール容量が2MBを超える場合は受け取れないことがある。ファイルの分割等により、添付ファイルを含むメール容量が2MB以下になるようにすること。

◎受領の確認

当方で受領を確認した場合、受領したメールをそのまま返信することとし

ているが、当方へ送信後、1週間程度しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性がある。その場合は、電話にて問い合わせること（電話番号は末尾参照）。

イ 電子メールが使用できない環境の場合（できる限り電子メールを使用すること）

電子メールを送信することができない環境の場合は、応募様式ファイルを保存したCD-ROMと、打ち出したものを1部同封の上、郵送すること。

◎郵送先住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

◎あて先：環境省地球環境局地球温暖化対策課 再生可能エネルギー事業のための緊急検討委託業務担当

◎封筒等の表に、必ず、赤字で「提案書在中」と記載すること。

◎電子ファイルの名前、形式等、ファイル作成上の注意は、上記アの場合と同様とする。

◎受領の確認：提案書類に記されたFax番号あてに、受領した旨をFaxを送信する。当方へ送付後、1週間程度しても受領確認のFax等がない場合、郵送過程でのトラブルが考えられるため、電話にて問い合わせること（電話番号は末尾参照）。

②提出されたファイル等について

提出されたファイル等は、返還しない。

③応募書類の受付期間について

平成23年11月11日（金）～平成23年12月9日（金）17時必着

受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募として受け付けない。なお、採択状況に応じ、追加的な予算配分が可能な場合には、追加公募を行うことがある。

1 1. 問い合わせ先

環境省地球環境局地球温暖化対策課

電話番号：03-3581-3351（内線6780）

平成23年度再生可能エネルギー事業のための緊急検討委託業務に係る提案書審査の手順

1. 提案書審査検討会の設置等

地球環境局内に設置する「平成23年度再生可能エネルギー事業のための緊急検討委託業務に係る提案書審査検討会」（検討員は下記のとおり。以下「提案書審査検討会」という。）において、提出された提案書等の内容について審査を行う。

提案書審査検討会の構成

検討員長 地球環境局総務課長

検討員 地球環境局地球温暖化対策課長

地球環境局地球温暖化対策課調整官

地球環境局地球温暖化対策課課長補佐

地球環境局地球温暖化対策課係員

※検討員長及び検討員は、出席が困難な場合は、同じ課内の者を代理として出席させることができる。

2. 提案書審査の手順

- (1) 応募の条件を満たす者から提出された提案書等について、評価基準表に基づき、必須項目についての評価を提案書審査検討会の各検討員が行う。各検討員の評価結果を同検討会で協議し、検討会において必須項目ごとに基礎点の獲得の可否を判断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格（基礎点を付与）とし、それ以外の提案書は不合格とする。
- (2) 合格した提案書について、検討員ごとに評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各検討員の採点結果を検討会で確認し、事実誤認等があれば各検討員において訂正する。
- (3) 総合評価点が優秀なものの中から、再生可能エネルギーの種類や実施地域も考慮し、予算総額の範囲内において選定し、契約候補者とする。

3. 契約委員会による契約候補者の確定

提案書審査検討会は、選定した契約候補者名及び審査経過を大臣官房会計課長へ報告し、同会計課長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。

評価項目		要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		基礎点の採点	加点の採点
大項目	中項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点		
0.	公募要領の遵守	公募要領の内容に基づき実施方法が提案されていること。	必須	10	10	-	提案書が全体として公募要領の内容を遵守しており、事業の目的に矛盾する内容がないこと。	-		
1.	業務の基本方針と目的	本業務の基本方針及び目的を記載すること。	必須	15	5	10	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	業務期間内に一定の成果を上げることが期待でき、かつ再生可能エネルギーの導入拡大に資するものであること。		
2. 導入しようとする再生可能エネルギー及び業務実施場所に関する情報										
	2-1. 導入しようとする再生可能エネルギーに関する情報	本業務による検討の結果、導入することとなる再生可能エネルギー発電施設に関して、再生可能エネルギーの種類、予定している規模及び設置場所の地図情報を具体的に記載すること。	必須	10	5	5	予定している再生可能エネルギーの導入規模が概ね1メガワット以上(風力発電については10メガワット以上)であり、設置を検討している場所が特定被災地方公共団体(168市町村)に存すること。	予定している再生可能エネルギーが地域の特徴を踏まえており、現実的かつ具体的な導入が提案されていること。		
	2-2. 業務実施場所に関する知見	本業務を実施する場所における、再生可能エネルギーの資源量、自然条件及び社会条件について、現時点で把握している情報を具体的に記載すること。	任意	10	-	10	-	資源量、自然条件及び社会条件に関する情報から、再生可能エネルギー発電事業に適した地点であること。		
	2-3. 業務実施場所における発電事業の事業採算性の見込み	現時点で得られている情報から、業務実施場所において予定している発電事業を実施した場合の事業採算性について、試算の前提条件及びそれに基づく試算結果を記載すること。	必須	10	5	5	当該再生可能エネルギーの導入が、事業採算性を有する可能性があるかと判断されること。	事業採算性の試算のための前提条件が妥当であり、かつ、事業採算性が高いものであること。		
3.	業務実施方法及び期待される成果	既存の情報を踏まえて、本業務で実施することとしている調査、調整、検討等の内容を提案し、各実施事項の実施方法及び期待される成果を具体的に記載すること。	必須	35	5	30	必要な調査、調整、検討等の内容と、それぞれの実施方法及び期待される成果が記載されていること。	提案された調査、調整、検討等の実現可能性が高く、それらにより、再生可能エネルギーの発電事業計画の策定に必要な成果が得られ、事業実施に結びつく確実性が高いこと。		
4. 事業計画										
	4-1. 本業務の実施計画	提案書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	10	5	5	実施方針の内容と矛盾のない計画が立てられているか。	計画実行の確実性が高いこと。		
	4-2. 本業務終了後の展望	本業務終了後、業務実施場所に再生可能エネルギーを導入するに当たり、更に必要となる調査、調整、手続等を具体的に記載し、現時点で想定される発電事業の運転開始までの具体的なスケジュールを記載すること。	必須	15	5	10	発電事業の運転開始までの具体的なスケジュールが記載されていること。	発電事業の運転開始までに必要な調査等が網羅的に記載されており、事業開始が早期かつ確実に見込めるものであること。		
5. 業務実施体制										
	5-1. 配置予定管理技術者	配置予定管理技術者の能力、資格、実績等を明示すること。	必須	15	5	10	配置予定管理技術者が、再生可能エネルギー導入のための調査、調整、検討等の実績を有していること。	配置予定管理技術者が、本業務を実施するに当たり、より高い成果が得られると見込まれる実務実績、資格等を有していること。		
	5-2. 業務従事者の配置、役割分担等	業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び専門分野を記載すること。また、業務実施場所の存する市町村の本業務の実施及び事業化に向けた協力内容及び体制(担当部署等)についても具体的に記載すること。さらに、導入を予定する再生可能エネルギーに係る発電事業を実施する能力を有する者と連携・協力して本業務を実施する場合は、当該能力を有する者との連携・協力内容及び体制を具体的に記載すること。	必須	20	10	10	①本業務の実施に当たり、当該再生可能エネルギーを導入する予定の地点の存する市町村の協力が得られており、事業化に向けても当該市町村の協力が得られることが確実であること。 ②提案者が導入を予定する再生可能エネルギーに係る発電事業を実施する能力を有する者であること、又は当該発電事業を実施する能力を有する者と連携・協力して本業務を実施する者であること。	円滑な業務の実施に向けて、効果的・効率的な人員配置・協力体制が構築されていること。		
6.	組織の実績	提案者における再生可能エネルギー発電事業の実績及び再生可能エネルギー導入のための調査、調整、検討等の業務実績を記載すること。ただし、発電事業を実施する能力を有する者と連携・協力して本業務を実施する場合は、当該能力を有する者の主な発電事業の実績も記載すること。	必須	30	10	20	提案者において再生可能エネルギー発電事業の実績が1件以上あること。ただし、発電事業を実施する能力を有する者と連携・協力して本業務を実施する場合は、提案者又は当該連携・協力する者に当該実績が1件以上あること。	①再生可能エネルギー発電事業の実績が2件以上あり、かつ、②再生可能エネルギー導入のための調査、調整、検討等の業務実績が1件以上ある場合は、可4点とし、それ以上の場合は、本業務で対象とするエネルギー源についての実績に応じて加点する。		
7.	予算	提案内容と提出された積算内容の整合が取れていること。	必須	15	5	10	提案の内容と矛盾のない計画が立てられているか。	効果的で効率性に優れた積算となっており、費用対効果が高い事業となっていること。		
8.	組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度など、環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、開札する時点において認証期間中であること。	任意	5	-	5	-	事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、環境マネジメント認証取得があるか。1つでもあれば加点(5点)		
				技術点小計	200	70	130	加点合計		
							基礎点			70
							総合評価点			

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、優:5点、良:3点、可:1点、不可:0点、の4段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

基礎点がある項目に係る加点部分の「不可:0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなら満たさない場合である。